

## 令和 8 年度由布市農畜産業再生産緊急対策事業 よくある質問

令和 8 年 4 月 1 日現在

### 1 対象者・補助条件について

質 問	回 答
①専業農家でないと申請できないのですか。	①基本的には、作付面積等の採択基準を満たしていれば、兼業農家の方も補助対象者となりますが、交付申請書（営農計画書等）により判断させていただきます。
②由布市に住民登録していないが、由布市内で農地を所有もしくは借りて農業を営んでいる場合、対象者となりますか。	②令和 8 年 4 月 1 日時点で由布市に住民登録がある農畜産業の事業者（法人にあっては、本店又は主たる事業所を市内に有するもの）が対象となります。
③主食用水稲、園芸品目、肉用牛(繁殖・肥育・酪農)を複合で経営している場合、補助の考え方を教えて下さい。	③複合経営の場合、それぞれの採択基準を満たせば、補助の対象となります。  (例) 主食用水稲(作付面積 50a)、園芸品目(作付面積 10a)、肉用牛(繁殖)を複合で経営している場合 →主食用水稲は作付面積 50a 以上なので対象 →園芸品目は作付面積 20a 未満なので対象外 →肉用牛については、令和 8 年 4 月 1 日時点で飼養している各対象牛のみ対象
④賃借契約をしていない農地は基準の対象となりますか。	④その農地で農業を営んでいることが分かる書類（営農計画書や中山間地域等直接支払交付金に係る活動計画書など）により判断させていただきます。
⑤草刈り等、維持管理のみ行っている農地は、対象となりますか	⑤営農に係る生産資材に対する支援ですので、維持管理のみ行う農地は対象となりません。
⑥自家用分として栽培した品目（主食用水稲・園芸品目）も補助対象となりますか？	⑥自家用として栽培した品目については対象となりません。（主食用水稲であれば、作付面積から 10a を除算、園芸品目については出荷状況等を確認させていただきます。）
⑦補助上限はありますか？	⑦各区分毎の条件を満たしていれば、補助上限はありません。

## 2. 申請手続きについて

質 問	回 答
①申込はどのようにすればよいですか	<p>①記入例等を参考に、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、令和8年6月30日(火)までに、農政課にご提出(持参又は郵送)ください。</p> <p>なお、交付申請書の様式については、市公式ホームページよりダウンロードするか、農政課(庄内)、お近くの振興局(挾間及び湯布院の地域整備課)にてお受け取り下さい。</p>
②交付申請書に添付しなければならない書類はありますか	<p>②作付面積を確認するため、交付申請書に以下の書類を添付してもらうこととしております。</p> <p><b>共通</b>  <b>申請者本人を確認出来る資料(免許証・マイナンバーカード等の写し)</b></p> <p><u>主食用水稲栽培農家</u>  <b>原則不要</b></p> <p><u>園芸品目栽培農家</u>  <b>原則不要</b></p> <p>営農計画書に届出の必要のない品目を栽培した場合、令和7年の作付面積が分かる資料(確定申告書・出荷資料等)</p> <p><u>畜産(繁殖・肥育・酪農)農家</u>  「肉用牛等登録明細書」(指定様式)</p>

## 3. 交付について

質 問	回 答
①振込日などの連絡はありますか	<p>①銀行口座等への振込をもって通知に代えさせていただきます。なお、振込の際は「エフシウエイカ」もしくは「エフシ」と記帳されます。</p>

#### 4. その他

質 問	回 答
①由布市農畜産業再生産緊急対策事業補助金は課税の対象となりますか	①法人は法人税、個人事業主は所得税又は住民税の課税対象となります。課税所得を計算する際は、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入してください。 個人事業主の場合、「事業所得」の雑収入として算入することになると思われませんが、詳しくは税務署（個人課税部門）にお問い合わせください。